

# 民間事業者による提案制度の概要①

別添3-1

## 民間事業者による提案制度(施行:平成23年11月)の導入の経緯等

### 平成23年6月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律改正法公布

- 民間事業者は、公共施設等の管理者等（国立大学法人も対象。以下同じ。）に対して**特定事業（PFI事業）の提案をすることができ**る。【法第5条の2第1項】
- 提案を受けた公共施設等の管理者等は、**提案について検討し**、遅滞なく、その**結果を民間事業者に通知**しなければならない。【法第5条の2第2項】

### 平成24年3月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の閣議決定

- 公共施設等の管理者等は、**民間事業者の提案に係る体制を整える等、必要な措置を積極的に講ずる**こと。【基本方針一4(1)】
- 民間提案を受けたときは、**可能な限り速やかに検討**を行うこと。【基本方針一4(2)】
- 民間提案が適当であると認めるときは、その旨を通知**した後、速やかに、実施方針の策定を行うこと。また、**必要がないと判断したときは、その旨及び理由通知**すること。【基本方針一4(4)(5)】
- 検討に相当の期間を要する場合は結果を通知する時期の見込を通知すること。【基本方針一4(6)】
- 民間提案を受けた特定事業（PFI事業）における民間事業者の選定を行う際は、寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること。【基本方針二1(8)】

### 平成24年11月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の制定

- 民間事業者が公共施設等の管理者等への提案に当たって添えるべき書類は、事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すものとする。【施行規則第1条】

### 平成25年5月 PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改定

- 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、**窓口の明確化や庁内検討体制を整備**しておく必要がある。【ガイドライン1-2(1)①】
- 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、公共施設等の管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。【ガイドライン1-2(1)②】
- 民間事業者から情報提供について**相談があった場合**においては、**可能な範囲で適切に情報提供を行う必要**がある。【ガイドライン1-2(1)③】
- 提案に必要となると思われる情報**について、**HP等で広く一般に公開**することも民間提案の促進のためには効果的であると考えられる。【ガイドライン1-2(1)④】

# 民間事業者による提案制度の概要②

## 民間事業者による提案制度の流れ

